

東弁のこれから

1 会内意思形成について

弁護士は、法律事務を行うためには弁護士会に登録しなければならず（強制加入）、弁護士会の会則・会規を遵守する義務を有する。従って、弁護士会が規定を定めるに際しては、会員の意思決定が民主的に行われる必要がある。また、弁護士会は様々な社会的な課題に対して、意見書、会長声明等を発出しているが、これらが、会内における合理的な意思決定過程を経たものであることが、社会に重要なものとして受け止めて貰うためには重要である。

(1) 総会

総会は弁護士会の最高意思決定機関であり、多くの会員の参加を確保し、活発な議論と整然とした議事運営がなされる必要がある。近時の課題としては、定足数、WEB参加、総会運営上の課題等がある。

ア 定足数

会則改正には、定足数として、会場に200人以上の会員の参加が必要である。近時総会決議事項が多い事などから、定足数の維持に苦労する場合が少なからずある。そのため、2012（平成25）年には、定足数を80名程度まで減らしたらどうかという意見もあった。しかし、会員数が増加している中で定足数を減らす合理的な理由がないこと、一定の定足数を満たした上で決議であることから、その決議に重みがあること等を考えると、定足数を減らすべきではない。

イ WEB参加

2020（令和4）年に「常議員会及び総会へのWEB参加検討PT」が設置され、検討結果に基づき、2023（平成5）年の臨時総会からはZoomを用いた総会中継が開始され、視聴のみを認める、いわゆる参加型が導入された。しかし、WEB上で質問や議決権の行使ができる、いわゆる「出席型」の参加は見送られている。出席型の導入の課題としては、通信途絶への対応、代理人による議決権行使との関係、総会の長時間化のおそれ、定足数の確認の問題、人的・経済的負担の増加などがあげられている。いまだ、出席型を導入する環境は整っていないと言わざるを得ない。

ウ 総会運営上の問題

近時、総会の運営が混乱により、本来の議論を要する議題の審議に入るまでに長時間が経過することがあり、出席会員からも、かかる事態の改善の声が上がっている。このような状態が続けば、出席会員がますます減少し、会則改正等に必要な定足数確保が困難になるおそれもある。議事運営規程の運用を改善するとともに、必要な規定の整備を行い、議論が必要な議案に充分な時間をさき、充分な審議ができるようにするべきである。

(2) 常議員会

ア 充実した審議

常議員会は、総会に次ぐ重要な意思決定機関であり、会派においても、常議員会の開催

日に、会議直前の時間で当日の議案につき予め意見交換をするなど、活発な審議ができるように、工夫を継続している。また、会派懇談会においても、担当副会長から審議予定の議案につき説明を受け、質疑を行うなど、事前の準備が継続している。今後もこのような活動は続けられるべきである。

イ WEB参加

2022（令和4）年度からは、リアル参加を原則としつつも、育児、介護、看護や業務等のやむを得ない事情があるときは、議長の許可を得てオンラインで出席することが可能となった。育児、介護などの事情がある会員は少なくなく、オンラインで出席が可能となつたことで、これまで欠席せざるをえなかつた常議員も出席が可能となる場合が増える。しかし、会議の場に参加した方が、発言がしやすい等の利点もあることから、会場出席を原則とする点は、変更する必要はないと考える。

（3）理事者会

ア リモート参加

役員に就任する人材の確保のために、負担の軽減が必須であったが、理事者会もリモート参加が可能となり、一定の負担軽減が図られている。

イ クオータ制

2021（令和3）年度に設置された「女性副会長クオータ制導入に関するWG」は、副会長の定員は6名としたまま、向こう5年間は2名以上の女性理事者が選出されることをめざすという意見書をまとめている。これに従い、法曹親和会においても1～2名の女性副会長候補を出すべく努力しているが、ハードルが高いのも事実である。2026（令和8）年には、上記意見書に示された5年間が経過するが、クオータ制を規定化するのは、女性の絶対数が少なく、長期的視野からの検討が十分ない等の現状からは会務に積極的な人に、時期を含めて無理を強いるおそれもあり、まだ困難な状況にあると考える。計画的に候補者が出せるように、長期的視野をもって、適任者を育てていく必要がある。

2 無会派層へのアプローチ

東京弁護士会に登録している会員は約9500人であるが、各会派に属している会員は、その約56%（各会派が発表している所属会員数の合計を、東弁全体の会員数で除した割合）に過ぎず、残りの会員は会派には属していない。また、委員会活動を行っていない会員も少なくない。弁護士会の運営は、執行部のみが行うものではなく、委員会、会派の活動にも支えられており、無会派層の会務参加は継続して喫緊の課題である。

会派へ属するきっかけとしては、これまで最初に所属した事務所の弁護士から言われて参加する場合が多かったと思われるが、近時は、会派活動をしない事務所も多く、そもそも新入会員が会派に接する機会も減少している。

このような状態を改善するには、新入会員の横のつながりを緊密化し、会派活動や委員会活動を行っている会員を核に、横展開して新入会員の参加を広げていくことが考えられる。新入会員のクラス担任制は、新入会員の横のつながりを醸成する格好の機会であり、

今まで以上に活用すべきである。

また、人気の法律研究部や委員会は定員が一杯で新入会員が入りづらい状況を変えるため、新入会員の優先枠を設けるなどの制度的な改革はこれまで実行してきたが、なによりも人的なつながりに基づいて参加するのが動機としては強いと思われるので、委員会や会派の若手の世代が、積極的に新入会員に働きかけることが効果的なのではないか。

また、会派の魅力をまとめた一覧性のあるパンフレット等を作成して、知り合いを通じて無会派層に会派活動のメリットや楽しさを伝えることも検討するべきである。

3 東弁の魅力発信・東弁への新入登録弁護士増加策

第一東京弁護士会、第二東京弁護士会のWEBページを見ると、自会への登録のメリットを積極的にアピールし、新入会員獲得に積極的に活動している。東京弁護士会の新入会員獲得への取組は、行われているものの、他会に比べて大人しい印象で、アピール度が弱いように感じる。他会ではなく、会員が多様性に富んでおり、クラス別研修やその他の研修制度が充実している等の東弁が良い点をもっと大胆にアピールすべきである。

また、HPでは、修習生の方へ、修習生以外の方へ（登録換え、5条研修等）という記載はあるが、それ以前の段階にいる者に対するアピールがない。司法試験合格時には既に所属予定事務所が決まっている者も少なくないことから、法科大学院生、大学生のみならず、長期的視野から、高校生、中学生に対しても、東京弁護士会の良さを訴えるような働きかけを行っていくべきである。この働き掛けは、法曹志望者自体を増加させることにもつながる。

また、従来から言われていることではあるが、東京弁護士会は研修メニューが豊富であること、委員会活動が活発であること等が特長であることから、重点を絞って、他会との差別化を図るようなアピールをもっと検討するべきである。

4 財政

(1) 予算と決算の乖離

予算と決算の乖離が生じる原因是、他会計繰入金収入を予算ではゼロ計上して、決算時には1億5000万円程度戻入を計上するという会計処理をしている点が大きな原因である。また、事業活動費中の各委員会費も、年度末に予算が足りなくなないように、ある程度余裕をもって組まれており、執行率は令和6年度決算で、常置委員会が83%、特別委員会は53%である。後者を改善するのは容易ではないが、前者は予算の組み方を変えるだけで対応が可能があるので、前年度の戻入金の額、あるいは過去3年分の平均値を予算として入れることで対応することも考えるべきである。

(2) 会館修繕積立金会計

令和6年度に、一般会計から会館修繕積立金会計に11億円を繰り入れたことで、繰り入れ停止相当額が、組み入れられたことになる。その結果、令和6年度末で48億4000万円が繰越金として計上されている。

しかし、30年改修では、建設資材の高騰もあり、費用がどの程度かかるか明らかではなく、安定的に会館修繕積立金会計に組入ができるような制度を作ることは必要である。令和7年度臨時総会で、一般会計から毎月、会員一人当たり1000円を積立金会計に組み入れる案が審議されるが、30年目改修に向けて、財源を確保するために必要なことあり当会としても賛成である。

以上